

平成29年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
I 農畜水産物の安全性の向上	2 農業の適正使用等の総合的な推進	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 事業の必要性 東京都内には6,001件(平成30年3月末現在)の農業販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農業を営む必要があることから、農業の適正使用や飛散防止は重要な課題である。</p> <p>このような状況下で、農業の適正使用や取り扱いは関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を実施、農業管理指導士の認定を通じて、農業の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 農業管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催 (2) 農業使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催 (3) 農業残留確認調査</p> <p>2 目標値の考え方 (1) 不適切な販売の発生割合 過去3年間(平成26～28年度)に実施した農業販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で9.7%(平成28年度3月末時点)であった。平成29年度の目標値は、過去3年間の平均値の9.7%(平成26年度12月末時点)に設定した。 (2) 不適切な使用の発生割合 都内ゴルフ場全23件について、農業の使用計画書及び使用報告書を確認し、不適切な使用の実態把握を行っている。そのうち、立入検査は年間2件を目標とし、不適切な使用の減少を図っていく。</p>	600,000	9.7%	5.3%	105%	A	<p>農業の不適切な販売割合の目標値は9.7%に対し、実績は5.3%となり目標値を達成できた。不適正の内容は、農業販売届の未提出、不適正表示、帳簿未記載などで、無登録農業の販売などは見受けられなかった。</p> <p>農業の不適切な使用割合の目標値は、0%に対し、実績は0%で目標を達成できた。都内ゴルフ場23件のうち2件の立入をおこなったが、どちらも適切に使用されていた。</p> <p>農業販売店及びゴルフ場への立入検査の際には、農業販売業者等に対してリーフレットを配布し、農業の適切な管理について指導し、農業の適正管理に関する意識の向上に寄与した。</p> <p>また、農業安全講習会・農業管理指導士養成研修会等の実施により、農業使用者に対する農業の適正・安全使用の周知徹底が図られ使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。</p>	<p>本事業は、消費者や議会の「食の安全・安心」等に対する強い要望に応える基礎となるものであり、極めて重要である。東京都の農業販売業者数6,001のうち、立入件数も338件と努力している。違反件数は18件(調査総数の5.3%)で、目標値9.7%を達成できており、重大な事故に至るケースは認められなかった。ゴルフ場を対象とした不適切な使用割合は調査2件中0件であり目標値を達成している。また、本事業メニューの講習会・研修会や農業残留確認調査も当初計画通り、着実に実施され、農業販売者、使用者の資質向上に貢献していると判断される。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし
	1 家畜衛生の推進	東京都	<p>事業の必要性及び目標値の考え方</p> <p>1 事業の必要性 近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疫病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疫病的発生割合の低減を図る。</p> <p>2 目標値の考え方 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疫病的発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度の算定 家畜衛生に係る取組の充実度の算定式=100×(1+A)×(1+B) 算定式=100×(1+A)×(1+B) A=家畜の伝染性疫病的発生率の減少率 注)検査率=(家畜の伝染性疫病的発生件数)/(対象疫病的検査件数) B=Aにおける対象疫病的検査件数の増加率 ※Aの下限を-0.99とする。</p> <p>(1)現状(平成26～28年度の平均値) 伝染性疫病的発生件数=6.67、対象疫病的検査件数=10,845、検査率=0.00079945 (2)事業実施後(平成29年度) 伝染性疫病的発生件数=8、対象疫病的検査件数=10,510、検査率=0.00076118 A=家畜の伝染性疫病的発生率の減少率 =([現状]-[事業実施後])/[現状] =([0.00079945]-0.00076118)/0.00079945=0.04747 B=Aにおける対象疫病的検査件数の増加率 =([事業実施後]-[現状])/[現状]=([10,510]-10,845)/10,845=-0.03092 家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1+A)×(1+B) =100×(1+0.04747)×(1-0.03092)=101.51</p>	1,006,073	101.51%	93.54%	92.15%	A	<p>伝染性疫病的発生件数は例年と同程度で、発生時はその都度適切な対応・指導を実施し、伝染病のまん延などといった状況はなかった。各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられる。今後も本事業を継続し、適切な飼養衛生管理を維持していくことが重要である。</p>	<p>平成29年度の家畜衛生に係る取組の充実度は達成度92.15%で評価もAであり、伝染病のまん延などもなく、適切な家畜衛生指導がなされたと評価される。限られた予算の中で、伝染病予防のための多様な事業を継続して実施しており、また、畜産農家に広報誌も配布するなど、効果的な指導・啓蒙活動も行っていることは評価できる。今後もこれまでの活動を継続して行ない、現状を維持して行くことが期待される。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	2 養殖衛生管理体制の整備	東京都	<p>事業の実施方法 (事業の必要性) 近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養魚用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生時の把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を行うとともに、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図るため、交付要綱別表1の事業メニューのうち、(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視、(5)疾病の発生予防・まん延防止に力点を置くこととした。</p> <p>(目標値の考え方) ・給餌養殖経営体数:都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者(25軒) ・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数2回(海面1回、内水面1回) ・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(25軒)</p>	705,000	100%	100%	100%	A	<p>指導会議、巡回指導、医薬品残留検査を計画的に進め、目標を達成した。養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数については、長期休業中等の経営体について見直しを行ったため減少となった。</p>	<p>事業内容については当初計画の通り実施しており、都道府県等による評価は妥当と判断できる。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
4 重要病害虫の特別防除等	東京都	<p>事業の実施方法</p> <p>1 目的 果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に見発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。</p> <p>2 内容 (1) 調査地点 10市場(区部5市場、多摩地域5市場) (2) 調査対象害虫 ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ (3) 調査期間 4月から11月(8ヶ月間) なお、これについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。</p> <p>3 侵入警戒調査総回数 (1) ウリミバエ及びミカンコミバエ類 10地点×8ヶ月=80回・a (2) チチュウカイミバエ 10地点×8ヶ月=80回・b</p>	107,000	a 80回 b 80回 計160回	a 80回 b 80回 計160回	100%	A	<p>重要病害虫侵入警戒調査の実施</p>	<p>警戒するウリミバエ等の害虫の侵入警戒調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められなかった。これらは目標値に達している。東京市場は全国・海外から集積し、かつ全国に出荷されることから、重要な調査地点といえる。国機関との連携もできており、今後とも連続して実施すべき事業である。</p>	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	

都県等名 東京都

平成29年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

都県等名

東京都

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	東京都	<p>事業の実施方法 平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。</p>	<p>(1) プラムボックスウイルスの発生調査 ・調査地域: 東京都内33区市町村 ・調査時期: 5月中旬～8月末 ・調査対象植物: ウメ、モモ、スモモ、アズナギなど省令による移動制限植物 (2) アブラムシの防除 ・防除地域: 東久留米市(15,173㎡) ・対象植物: ウメ ・防除概要: 4月 616本 テアクロプリド水和剤 11月上・下旬 608本 アセタミプリド水溶液 (3) 植物の買上げ ・実施地域: 青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市、小平市 ・本数: 計 1,989本 経済樹987本、庭木等 996本、苗木・植木類 6本 (4) 植物の伐採及び焼却 ・実施地域: 青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市、小平市 ・本数: 計 1,986本 経済樹 987本、庭木等 993本、苗木・植木類 6本 (5) その他の防除対策推進に必要な経費 ・緊急防除の実施に関するリーフレットの印刷、配布: 13,500部 事業概要パンフレット: 8,000部</p>	197,016,854	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国や青梅市等、関連機関と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策が適切に推進されており、本事業の目標値を達成している。また、一部地域では再植栽が行われたことは本事業の成果の一つであると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	青梅市	<p>事業の実施方法 平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。平成27年度より早期再植を望む青梅市に対して植物防疫法第19条第1項の規定に基づく協力指示書が交付された。このため、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の強化対策を推進し、早期根絶、防除区域解除に向けて取り組む。</p>	<p>(1) 市町村による発生調査 ・調査地域: 梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・調査時期: 4月・6月・8月 ・調査対象植物: ウメ、モモ、スモモ、アズナギなど省令による移動制限植物 (2) アブラムシの防除 ・防除地域: 梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・防除時期: 5月(34園地・95本)、10月(863園地・4,610本)、2月(1,514園地・7,935本) (3) その他の防除対策推進 ・調査と並行し、感染が確認された直物の枝打ち 4月(10園地・11本)、6月(3園地・3本)、8月(3園地・3本)</p>	31,302,515	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)のまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、青梅市は国や都等、関連機関と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、強化地区における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除等、防除対策が適切に推進されており、本事業の目標値を達成している。また、強化地区で再植栽が行われたことは本事業の成果の一つであると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
総計: 総合評価					230,737,442			100.1%	A			